

那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。本日は、お忙しいところ本当に急な御招致にもかかわらず御参加いただきまして、そしてまた貴重な御意見をありがとうございました。

メディア規制というか、メディアにかかわりまして今日論議が行われているわけでありましてけれども、やはり憲法改正というふうなことが行われる際には、やはり国民がしっかりと、本当にその項目なりなんなり、意味をしっかりと理解しなきゃいけない。ところが今、国民の生活の中では、余り憲法というものが日常の中にないわけでありまして、それを喚起させて、そしてそれを理解させて、そしてそれについて判断をするという、そういうふうなことにおいては、正にメディアの皆さんの仕事というのは本当に重要なことではないかなというふうに思うわけでありまして。

しかし、こうしたメディア規制がしかれているということの中には、一つの考え方としては、先ほど、例えばテレビ等においてはそれぞれの自浄努力等をしっかりとやっていく中で事実を伝えるというふうな話がありましたけれども、ついこのタイミングを、まあ偶然かどうか分かりませんが、せんだって捏造の番組等々が出る中で、やはりこうした問題が本当に、それが本当に働いているのかという、そういう疑義の中にあるというふうにも思います。

しかし、その一方で、今与党というか、閣議決定をされている新しい放送法というのがありますけれども、この中身を見ると、正に憲法二十一条に抵触するのではないかと、そういう疑義のあるそういったものまでも含まれているという、そういうはざまの中でこの法案が今審議されているということで、正に私自身もこの部分については本当に慎重に議論をしていかなきゃいけないなというふうにもまず考えているところであります。

その中で一つまずお聞きしたいのは、有料広告の部分で、よく言われるのが、そうなることややはり金を持っている人の方が有料広告をやることによって、その意見を強く国民に印象を与えることができるのではないかと、こうした声が多くあるわけでございますけれども、それにつきまして渡辺さんにお聞きをしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

参考人（渡辺興二郎君） 先生の御質問にお答えいたします。

先ほども一部出たと思うんですけども、憲法改正にかかわる有料の意見広告につきましては、衆議院の特別委員会の議論の中でもいろんな御議論が出たというふうに理解しております。資金力が多い少ないで広告出稿できる政党、団体に偏りが生じると、結果的に公正を、公平を担保することはできない、不公平になるだろうという意見もありました。それから、別の意見では、放送時間の短いいわゆるスポットのCMだと正確なメッセージがどこまで伝えられるのかと。つまり、これは非常に十五秒、三十秒と短いわけですから

ども、国民の感情に訴えることになって冷静な判断を失わせるんじゃないかといった御意見が相次いだのも存じております。全面的に禁止すべきであるという議論があったことも我々は承知しております。

確かに、こうした意見広告の、我々で言いますと、考査、審査というんですけれども、そういう業務を実際に運用していくには、我々放送業界としてもクリアしなければならない課題が多々あるのは事実でございます。

具体的に言いますと、一つは国民投票運動にかかわるCMの内容が憲法改正案に賛成か反対かと、これを視聴者に問う形でございます。これまでに例を見ないストレートな内容になることが想定されるということです。こうしたCMが実のところ放送媒体になじむのかどうかということ、これは今申し上げました十五秒、三十秒という短い枠で国民にとって最も重要な問題のメッセージを本当に伝え切れるのかどうかということもあると思いません。

次に、こうした意見広告のいわゆる広告主の範囲をどういうふうに考えるのかということもあります。政党だけなのか、市民団体とか有識者の先生たちも想定するのかという、そういうこともあります。さらには、意見広告の放送時期をどのように線引きしていくか、憲法改正法案が発議される前のそれぞれの政党の日常的な政治活動としての意見広告はどうするのかと、そういったあらゆるケースを想定した検討が必要になってくると思います。

ただ、私が一言申し上げたいのは、今後想定される憲法改正のための意見広告を、これは当然ですけれども、我々としてはビジネスチャンスにしようなどという考えは毛頭ございません。むしろ報道活動、広告活動を含めた放送メディアすべての側面において、国民が議論して判断するための正確な情報を多角的に提供するんだ、国民の信頼を獲得するんだという観点から、総合的に判断されるのが筋であろうと、そのように考えております。

那谷屋正義君 もう一つ渡辺参考人の方にお尋ねいたしますけれども、いわゆるその広告ということの中で、広告代理店又は広告主の意向によって出演者の選択が行われるというふうな形でそれによって報道内容の中立性の担保が損なわれるのではないかという、そういう疑問というか不安な部分を持っている部分がありますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

参考人（渡辺興二郎君） お答えいたします。

これは一般論でお答えしますと、例えば現在でもやっているのは、ちょっと形は違うんですが、政党のスポットというのがございます。これは各政党から随分出稿していただいているという現実もございます。そのときに、特定のグループ、特定のところから何か圧力が掛かって云々ということは現実問題としてはございません。

それから、社内的にもCM審査というのがありまして、ここが社内のルールないしは民放連の準則に基づいた考査、CM考査活動をしておりますので、先生御指摘の御心配とい

うのではないというふうに我々は判断しております。

那谷屋正義君 次に、過日、この委員会で地方公聴会を行いまして、名古屋の方の派遣報告を見ますと、雑誌等々の中で周知期間というのがありまして、発議されてからの周知期間が六十日から百八十日というふうになっておりますけれども、その期間ではそういった出版などを考慮すると非常に短いのだというようなお話があって、最低でも一年は必要だというような御意見も出されているところでありますけれども、その辺について山参考人にお尋ねをしたいと思います。

参考人（山了吉君） この周知期間につきましても、本当、本来ならば私どもで議論しておかなければいけないと思うんですけれども、個人的には少し意見はありますけれども、正直なところ、日本雑誌協会ではこの周知期間についての議論はしておりません。

恐らく、見解としては憲法改正に賛成か反対かということの、論者によっては、ある雑誌によってはこの周知期間をもっと長くすべきなんだという立場の方もいらっしゃるだろうし、これで十分だという立場の雑誌もあると思います。だから、その辺については雑誌協会としての周知期間についての規定は決めておりませんし、これから決めることもないと思います。

以上です。

那谷屋正義君 どうしてもこのメディアといいますと、先ほどもお話がありましたように、テレビの影響というのは非常に大きいというふうに思います。

そのテレビ報道、この発議が行われてからのテレビ報道というものを考えたときに、一つは、その改正の中身について国民に知らせるためのいわゆるその憲法報道といいますかそうしたものの、それから、そこから大分、もういよいよ投票日というふうな形、いよいよ国民の審判を仰ぐというふうな日にちが近づいてくる中で、その投票の経過報道といった形の、あるいはそういう投票報道ですね、そういったものが考えられるわけですがけれども。

そういったことについて、どこまでがどうのというふうななかなか区別付きにくい部分というのがあるんだろうと思いますけれども、この部分についても、先ほどお話がありましたように、二週間前という、逆に国民の気持ちというかその意識がどんどんどんどん高まっていく時期ではあるなというふうに私も思います。その中でぴたっとそういったものが止まってしまうことによって、また、何か二週間すると、今、新しいものがどんどんどんどん来まして、憲法改正、そんなのあったっけというのはきっと二週間の中で出てくる可能性もあるのかなというふうにも思います。

そういう意味では、その辺を、憲法報道、投票報道というふうな考え方をするとき、石村参考人の方にちょっとその辺の見解をお聞きしたいと思います。

参考人（石村英二郎君） 憲法に限らず、普通の選挙とも同じ考えじゃないかなと思いますけれども、やはり、基本的には、投票運動期間中というのはやっぱり公正に幅広いいろんな形で報道を伝えていくと、それが原則じゃないかなと思います。

したがって、本当に今御質問の趣旨は非常に難しいんですが、どこまでを、じゃ、いろんな政策の違いとか意見の違いを示すいわゆる報道の期間で、じゃどの時点で行動へ向けての期間だという、それはなかなか、期間のどの辺で切るということじゃなくて、基本は、直前まで、投票を終わるところまでやっぱりきちんと報道を伝えていくということが基本になるんじゃないかなと思います。

那谷屋正義君 冒頭申し上げましたように、憲法というものが、この間、国民の生活の中には直接今かかっているということが非常に少ないわけでございます。とりわけ、九条とかそういう問題になりますとかなりどっと思いが盛り上がってくるわけでありましてけれども、そうでない部分になってくると、なかなか国民の中に、まあどっちでもいいんじゃないみたいな感じのことが非常に往々にしてなってくる。そういうところを、もちろん我々国会の発議者としても、もうそういうふうな状況にはきちっと対応していかなくちゃいけないというふうに思いますが、そういう意味では、メディアとのある意味連携といえますか、そうしたことが非常に求められているんだろうというふうに思います。

そのときに、冒頭申し上げましたように、メディアに対する様々な不信任感、しかし、だからといってそれを、二十一条を侵すような状況になってはいけないというこの難しい状況というのが正に今この議論になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、そういう意味では、先ほど、テレビ等々では自助努力、それはほかのメディアでも同じだと思いますけれども、そうしたことを期待していかねばいけないのかなというふうにも思っているところでありますが、石井参考人、新聞というふうな立場の中でひとつ感想を聞かせていただければと思います。

参考人（石井勤君） おっしゃるとおりに、新聞についても、まず自分たちを厳しく律すると、公平公正な報道をするために報道の自由があるということで、社会的責務を自覚するということは新聞各社として努力をしているというふうに承知しております。これはもうあくまでも、新聞協会としては倫理綱領を定めて、各社がそれに賛同し、共感するというにとどまります。あとは、各社として努力をするということで、憲法改正の論議につきましても同じようなことになるというふうに考えております。

以上です。

那谷屋正義君 今、総括的な質問をしてしまったんですが、もう少し時間がありますので、私見も交えてもう一つお聞きしたいんですが、この改定の条項に関して公平な広告を行うというふうに使われていますが、私もそのことはすごく大事なことだというふうに思

うんですけれども、しかし、それをメディアとして国民に伝えるには本当に難しいなというふうに逆に思っているんですけれども、そうしたことというのが実際にその現場として担保し得るのか、可能なのかというふうなことを幾つかお話しただければと思いますけれども、渡辺参考人、石村参考人、お二人にお聞きしたいと思います。

参考人（渡辺興二郎君） 先生の御質問にお答えしたいんですけれども、先生おっしゃるように、正直に申しまして、かなりこれ難しいです。

我々の基本的な主張としては、先ほども申し上げたように、一週間とか二週間とかいうことではなくて、基本的に自由といいますか、そういうことを主張したんですけれども、これ、先ほども幾つかの例を挙げたように、実際にこれを細目を詰めていくというときには相当な困難が予想されるというのは我々も理解しているつもりでございます。

例えば、この法案が仮に法律になって実施までの期間というのがあるわけですから、その間に相当程度、例えばこれ有料広告の場合には民放連ということになりますけれども、それが協議をしなくてはいけない、相当詰めた議論が必要になってくると思います。それは事実です。

参考人（石村英二郎君） 広告の点に関しては、私らはちょっと一義的、主体的に考える立場ではありませんので、今、渡辺さんがおっしゃった部分が参考にいただければと思います。

那谷屋正義君 じゃ、これで終わりたいと思いますけれども、本当にありがとうございました。これからまたより良い国民投票法案になるためにも、我々も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

どうもありがとうございました。